

## 定款（抜粋）

（目的）

第3条 当法人は、会員の行う金融商品仲介業等を公正かつ円滑にし、金融商品仲介業の健全な発展及び顧客の保護に資することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 会員が金融商品仲介業等を行うに当たり、高い専門性及び倫理観に基づいた顧客本位の業務運営が出来るよう、その基準たる倫理綱領及び必要な規程・基準書等（以下「倫理綱領等」という。）を制定・周知すること。
- (2) 会員が金融商品仲介業等を行うに当たり、当法人の倫理綱領等及び金融商品取引法その他の法令諸規則（以下「法令等」という。）を適切に遵守出来るよう、会員に対する支援等を行うこと。
- (3) 会員の倫理綱領等の遵守の状況並びに会員の営業及び財産の状況を把握すること。
- (4) 会員の行う金融商品仲介業等に関し、顧客本位の業務運営を確保するため必要な調査等を行うこと。
- (5) 会員の役職員等に向けた研修・情報発信等を行い、その専門性及び倫理観の向上を図ること。
- (6) 顧客の利便性及び信頼性の向上のために会員の経営状況及び役務内容等の情報開示を行うこと。
- (7) 金融商品、金融商品市場及び金融商品仲介業等に関する知識の普及、啓発及び広報を図ること。
- (8) 金融商品、金融商品市場及び金融商品仲介業等に関する問題を調査研究し、必要に応じて関係省庁及び関係機関等に情報共有すること。
- (9) 会員が健全な財産の状況を維持し、適切に事業を運営・成長させるために必要な支援等を行うこと。
- (10) 会員間及び金融商品仲介業等に関係のある団体等との意思の疎通及び意見の調整を図ること。
- (11) 上記に掲げるもののほか、当法人の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

# 倫理綱領

一般社団法人 日本金融商品仲介業協会

社会構造・経済環境の変化等を受け、一般生活者の資産形成・運用の必要性が高まるなか、単に金融商品の売買の媒介を行うのみならず、顧客のライフステージに応じた資産計画の策定、さらにはその目標達成に向けた実行支援までも行なう、ファイナンシャル・アドバイザーに寄せられる期待がより一層強くなりつつある。

一方、顧客が安心してファイナンシャル・アドバイザーを自らのアドバイザーとして長期的に活用する上で、ファイナンシャル・アドバイザーが何よりも顧客の最善の利益に資するという基本姿勢を持っていることに加え、多種多様な幅広い金融商品の中から最適と考えられるものを提案するといった顧客本位の業務運営を行っており、顧客側もそのことを十分に理解しているという前提が必要不可欠である。

日本金融商品仲介業協会（以下、「本協会」）の正会員は、ファイナンシャル・アドバイザーに対するこうした顧客たる一般生活者からの信任や社会からの期待に応え、ファイナンシャル・アドバイザーの社会的使命を再確認するため、ここに業務を行なう上での根幹となる以下 10 項目から成る倫理綱領を定め、業務を遂行するに当たって遵守することを宣言する。

また、本協会の委託正会員は、正会員に対して金融商品の売買の媒介等を委託する金融商品取引業者等として、正会員が本倫理綱領を遵守するため、最大限の支援を行なうことを宣言する。

## 1. 顧客本位の業務運営の徹底

正会員は、顧客側に立つ購買代理人としての意識を強く持った上で、包括的かつ継続的に顧客の最善の利益に資することを最優先し、顧客の安定した資産計画を誠実かつきめ細やかにサポートするため、客観性・専門性をもって接することを行動基準とするとともに、それが継続して可能となるような態勢整備や契約管理等を行なう。

## 2. 顧客に最適なサービスの提供

正会員は、顧客に対して最良の役務を提供し、顧客の最善の利益に資することができるよう、単に金融商品を販売するのではなく、顧客のライフステージに応じた最適な資産計画の提案及びその目標達成のための実行支援を行なう自らの役割及びその重要性を認識したうえで、多種多様な幅広い金融商品の中から最適と考えられるものを提案する。

## 3. 利益相反の適切な管理

正会員は、顧客との間で利益相反が生じる可能性について正確に把握するとともに、予め具体的な対応策を講じるなど、その可能性がある場合には適切に管理する態勢整備を図り、顧客にもその可能性や管理方法等についてわかりやすく開示する。

## 4. 合理的かつ明確な手数料体系

正会員は、利益相反を適切に管理するという観点より、提供する役務の対価として合理的な手数料体系を整備し、顧客からアドバイスの対価を得る手数料体系や顧客の長期的利益に資する手数料体系、例えばフィーベース等の拡大を目指すとともに、当該手数料がどの役務の対価であるか明確に顧客が理解できるようわかりやすく開示する。

## 5. 法令等の遵守

正会員は、法令等遵守の重要性を再認識した上で、あらゆる法令やルールを誠実に遵守し、また、法令等遵守態勢のより一層の強化を進める。

## 6. 高い専門性及び倫理観の保持

正会員は、顧客に対して長期的かつ継続的に最良の役務を提供し、顧客の最善の利益に資することができるよう、高い専門性及び倫理観を保持し、それが業務運営に浸透・定着することの重要性を認識し、継続して自らの研鑽に努める。

## 7. わかりやすい情報開示

正会員は、顧客が十分かつ公正な情報に基づいて主体的に判断を下せるよう、金融商品や市場動向等に関する情報に加え、経営方針や理念、役職員の専門性、役務内容、手数料体系等の自らに関する情報についても、顧客が理解できるようわかりやすい方法で開示・提供する。

## 8. 金融教育への貢献

正会員は、顧客が自らの資産計画の策定や金融商品の売買等について主体的に意思決定することの重要性を認識し、金融商品や金融市場等に関する積極的な情報発信を行なうのみならず、顧客の金融知識の深耕等を支援するための啓蒙・教育活動等に努める。

## 9. 健全な財務状況の維持

正会員は、長期的かつ適切に顧客に対する役務提供を継続できるよう、健全な財務状況の維持を重視した営業活動に努める。

## 10. 適切な報酬・業績評価体系及びガバナンス態勢の整備

正会員は、本協会や外部諸団体と連携しながら、本倫理綱領に沿った顧客本位の業務運営が行われることを担保するため、顧客の最善の利益を追求するための行動や顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するように設計された報酬・業績評価体系や適切なガバナンス態勢を整備する。

以上